

日本学術会議法案に対する修正案

日本学術会議法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十四条」を「第二十六条」に改め、「選定助言委員会及び運営助言委員会」及び「第二十五条―」を削る。

第一条中「として」の下に「、独立して」を加える。

第八条第一項中「、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会」を「及び会員候補者選定委員会」に改める。

第十二条第五項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第二章第五節の節名中「、選定助言委員会及び運営助言委員会」を削る。

第二十六条及び第二十七条を削る。

第二十五条の見出しを削り、同条第一項第二号中「（第五項及び次条第一項第一号において「選定方針」という。）」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条を第二十七条とする。

第二十四条第二項中「前条第五項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第六項中「第二十一条第四項」

を「第二十二條第四項」に改め、第二章第四節中同條を第二十六條とする。

第二十三條の見出し中「等」を削り、同條第二項から第四項までを次のように改める。

2 監事は、次に掲げる者のうちから、それぞれ一人を内閣総理大臣が任命する。

一 會議の経営に関する事務その他の會議の業務に関し優れた識見と経験を有する者

二 弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通している者

3 内閣総理大臣は、前項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ會議の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

4 前項の會議の意見の決定は、總會の決議によらなければならない。

第二十三條を第二十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(監事の任期)

第二十五條 監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第四十五條第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は、一回に限り再任されることができる。

第二十二條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とし、第二十條を第二十一條とする。

第十九條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「（監事の職務等）」を付し、同條の次に次の一條を加える。

第二十條 監事は、學術研究の特性に配慮しつつ、常に公正不偏の態度を保持して、その職務を遂行しなければならぬ。

第三十條第二項から第四項までを削り、同條第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三十一條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「選定助言委員會の意見を聴いて」を削り、同項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とする。

第三十二條第一項中「會員が」の下に「、監事に任命されたとき、又は」を加える。

第三十六條第三項を削る。

第三十七條中「ため、」の下に「独立して」を加える。

第四十四条第六項中「反映させなければならない」を「反映させるよう努めるものとする」に改める。

第四十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による補助金の額については、会議が中期的な活動計画及び年度計画に基づく活動を継続的かつ安定的に行うことができるようなものでなければならない。

第五十一条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により日本学術会議評価委員を任命しようとするときは、あらかじめ会議の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

6 前項の会議の意見の決定は、総会の決議によらなければならない。

附則第二条中「附則第十一条第一項及び第二十二條第二項において」を「以下」に改める。

附則第三条を次のように改める。

（施行日における会員の選任）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に会員となるべき者（以下「会員予定者」という。）として次条の規定により選定された者は、施行日において、第九条第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。

附則第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（会員予定者の選定）」を付し、同条中「附則第六条第一項、第十九条及び第二十条において」を「以下」に、「の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦する」を「百二十五人を選定する」に改める。

附則第五条の見出しを削り、同条第一項中「の候補者」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び第五項」を削り、同条第二項中「の候補者」を削り、「総会」の下に「（附則第八条第二項において「総会」という。）」を加える。

附則第六条第四項中「優れた研究又は業績がある科学者」を「現会員」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

附則第七条第一項中「の基準及び方法」を「に関する方針」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

附則第八条第一項中「内閣総理大臣」を「現行日本学術会議」に、「附則第三条第一項」を「附則第四条」

に、「指名した者」を「選定した者及び現会員（その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。附則第二十二條第二項において同じ。）」に、「指名する」を「選任する」に改め、同條第三項中「前項」を「第三項」に、「第二十三條第二項」を「第二十四條第二項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二十四條第三項及び第四項の規定は、前項の指名について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは、「現行日本学術会議」と読み替えるものとする。

附則第八條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による選任については、総会の決議によらなければならない。

附則第九條の見出し中「等」を削り、同條第二項及び第三項を削り、同條第四項中「指名された」を「選任された」に改め、同項を同條第二項とする。

附則第二十二條第二項中「附則第三條第一項」を「附則第四條」に、「指名された」を「選定された」に改め、「（その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。）」を削り、同條第三項中「及び第三項」及び「及び運営助言委員会の意見を聴くこと」を削る。

附則第二十三条の見出し中「等」を削り、同条中「、第二十五条第三項及び」を「及び」に改め、「、第二十五条第三項中「会員の」とあるのは「附則第六条第三項に規定する候補者選考委員であつた者の」とを削る。